

総行行第124号  
国土入企第9号  
令和2年5月13日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長  
（公印省略）

国土交通省土地・建設産業局建設業課長  
（公印省略）

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する  
取組の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について

公共工事における施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされるとともに、同年10月には適正化指針の改正により必要な措置の具体的な内容として、工期が1年未満の公共工事に係る債務負担行為や柔軟な工期の設定等を講ずることが定められたところ。

これを踏まえ、総務省及び国土交通省は、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）により、平準化に関する取組について速やかな実施を要請するとともに、各地方公共団体の平準化に関する取組の「見える化」として各地方公共団体に対する調査結果を公表することを通じて積極的な推進

を図ることとしておりましたが、このたび、「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、各地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を別添1及び別添2のとおり取りまとめて公表しましたので送付します。

もとより平準化は、年間を通じた工事量の安定による技能者の処遇改善や、資機材の効率的な活用等の経営の健全化、ひいては公共工事の品質確保にとって重要であるとともに、令和6年度から建設業についても労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づいて時間外労働規制が適用されることとされていることに鑑み、平準化を一層推進する必要があることから、各地方公共団体においては、今回の調査結果を踏まえ、他の地方公共団体の進捗や取組状況を参照しつつ、貴都道府県内の財政担当部局と発注担当部局の緊密な連携の下、平準化に関する取組をより一層推進していただきますよう、お願いします。

特に、今回の調査結果において、平準化率（4～6月期の工事平均稼働件数／当該年度の工事平均稼働件数）が他の地方公共団体と比較して著しく低い地方公共団体や、債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定等の平準化に係る取組に着手していない地方公共団体においては、平準化に関する取組の意義及び必要性を十分に理解の上、積極的な取組を行っていただくよう、お願いします。

また、平準化の推進に当たっては、先行的かつ積極的に推進している地方公共団体の取組事例を参考とすることが有意義であることから、これらの地方公共団体における平準化に関する取組事例を共有するため、国土交通省において平成28年4月に作成・公表した「地方公共団体における平準化の取組事例について」を今回の調査結果の内容を踏まえて別添3のとおり改訂したので、平準化に関する取組の推進に当たって積極的に活用していただきますよう、お願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における平準化に関する取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知願います。

なお、本通知は入札契約適正化法第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。